

(答申第1号)
平成27年12月3日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身 様

大阪広域水道企業団個人情報保護審議会
会長 野呂 充

個人情報の取扱いについて (答申)

平成27年10月22日付け企企第1238号により諮問のあった標記について、下記のとおり答申します。

記

貴企業団における防犯カメラ、録音装置及びドライブレコーダー（以下「防犯カメラ等」という。）による個人情報の収集等については、審議の結果、次の事項に留意し、個人情報の保護に万全の措置を講じることを前提に、大阪広域水道企業団個人情報保護条例（以下「条例」という。）第6条第3項第6号に規定する個人情報の本人収集原則の例外事項及び第7条第1項第6号に規定する個人情報の目的外利用・提供禁止原則の例外事項に該当するものとして取り扱って差し支えないものと認めます。また、当審議会が例外事項とすることを適当と認める個別の理由は別添資料のとおりです。

なお、本件については、防犯カメラ等の設置前に諮問を要するところ、事後の諮問となっており、今後は条例に則り適正に手続や運用がなされるよう十分に留意してください。

- 1 防犯カメラ等による記録は、犯罪とは無関係な不特定多数の者の個人情報を収集することにもなるため、情報の管理のあり方によっては、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある。このことを踏まえ、
 - ・防犯カメラの設置場所及び撮影範囲については、犯罪発生の蓋然性を考慮し、犯罪の防止の目的の達成のため必要最小限とすること。
 - ・収集した個人情報に関しては、管理要綱において、管理責任者、個人情報取扱者、保管場所、保管期間等について明記し、漏えい、流出等が起こらないよう十分留意するとともに、情報又は情報が記録されている媒体が不要となった場合には、当該情報の復元又は判読が不可能な方法により、確実かつ速やかに消去又は廃棄を行うこと。
- 2 収集した個人情報の第三者への提供については、管理要綱において提供できる場合をあらかじめ明記し、厳格に運用すること。

- 3 防犯カメラ等の設置及びこれにより個人情報を収集することについて、ホームページにより広く周知するとともに、来庁者等及び職員に対し、施設における掲示や口頭での通知等の方法により、十分周知すること。
- 4 管理要綱を定めたときは、本審議会に報告すること。
- 5 今回諮問された項目に該当する個人情報の収集等については、今後、本審議会への諮問を要しないが、項目に該当するか判断しがたいもの及び項目に該当するものの慎重な取扱いを要すると考えられるものについては、本審議会に協議すること。

条例第6条第3項第6号に規定する本人収集原則の例外事項に係る審議会意見に次の各項目を加える。

項 目	適当と認める理由等
防犯カメラにより個人情報を収集する場合	<p>① 業務の性質上特にセキュリティ対策が必要とされる施設や、不特定多数の者が出入りする施設においては、犯罪の防止のため、防犯カメラにより個人情報を収集することが必要な場合がある。</p> <p>② 個人情報の収集に当たり、被撮影者から個別の同意を得ることは現実的に困難である。</p>
録音装置により個人情報を収集する場合	<p>① 職員に対する不当な要求・圧力を排除・抑止するとともに犯罪を防止し、業務の公正かつ適正な執行を確保するため、録音装置により個人情報を収集することが必要な場合がある。</p> <p>② 個人情報の収集を被録音者の同意があるときに限ることは困難である。</p>
ドライブレコーダーにより個人情報を収集する場合	<p>① 公用車での交通事故発生時における適切かつ円滑な事故処理に資するため、ドライブレコーダーにより個人情報を収集することが必要な場合がある。</p> <p>② 個人情報の収集に当たり、被撮影者から個別の同意を得ることは現実的に困難である。</p>

条例第7条第1項第6号に規定する個人情報の目的外利用・提供禁止原則の例外事項に係る審議会意見に次の各項目を加える。

項 目	適当と認める理由等
犯罪の防止を目的として、防犯カメラ、録音装置、ドライブレコーダーにより収集された個人情報を捜査機関等に提供する場合	<p>① 犯罪を防止するために必要な情報として、個人情報を捜査機関等に提供するものであり、公益性が認められる。</p> <p>② ただし、当該目的の達成に必要な限度で提供し、かつ、当該個人情報を提供することについて特別の理由があると認められる場合に限る。</p>
ドライブレコーダーにより収集された個人情報を捜査機関等、保険会社に提供する場合	<p>① 公共団体の機関として、交通事故が発生した場合において、事実関係を正確に反映させ、適切な事故処理を行う必要がある。</p> <p>② ただし、実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p> <p>③ 提供は、目的達成のため必要な範囲に限定するものとする。</p>